

## 郵便等投票（在宅投票）制度

### ○ 郵便投票とは

身体に重い障害があつて投票に行けない人が、自宅などから郵送で投票する制度です。

### ○ 郵便等投票ができる人とは

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次の項目に該当する場合です。

#### ・身体障害者手帳をお持ちの方

両下肢・体幹・移動機能

1級 又は 2級

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸

1級 又は 3級

免疫・肝臓

1級 又は 2級 又は 3級

#### ・戦傷病者手帳をお持ちの方

両下肢・体幹

特別項症から第2項症まで

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓

特別項症から第3項症まで

#### ・介護保険の被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分

要介護5

### ○ 代理記載制度

「郵便等投票ができる人」に該当する方で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方または、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている方は、代理記載人を指定して投票することができます。

### ○ 利用するための手続きは

自宅などで投票する場合は、あらかじめ、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、交付申請手続きにつきましてはお気軽にお問い合わせください。